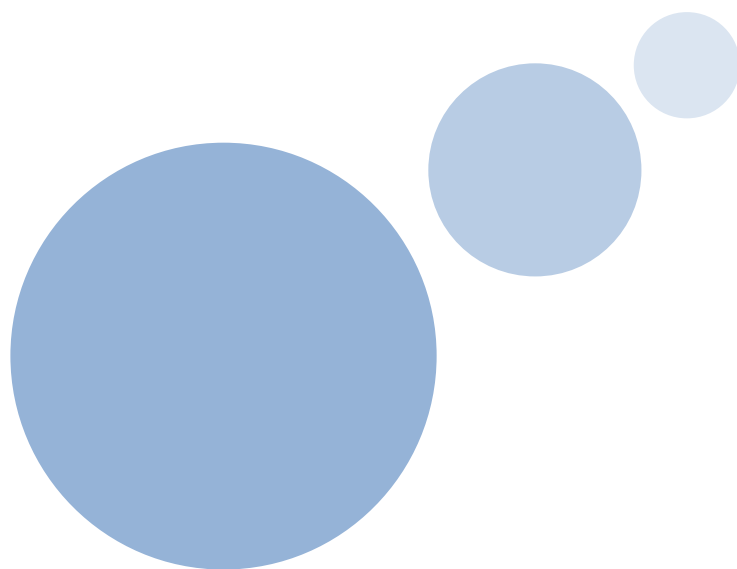


第7章 資料編



第7章 資料編

7.1. 墨田区環境審議会の審議経過及び名簿

7.1.1. 審議経過

開 催		審議内容等
第1回	平成23年 6月 3日	すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画）の改定について区長から諮問を受ける。
第2回	平成23年 7月28日	現状と課題、及び改定の方向性について審議する。
第3回	平成23年10月13日	改定素案について審議する。
第4回	平成24年 1月27日	すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画兼墨田区地球温暖化対策地域推進計画）の改定について審議する。

※平成24年2月1日、区長に答申を行った。

7.1.2. 墨田区環境審議会名簿

選出区分	役職	氏 名	所 属 等
学 識 経 験 者	1	会長 赤尾 健一	早稲田大学社会科学総合学術院教授(農学博士)
	2	副会長 日置 雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所弁護士 早稲田大学大学院法務研究科教授
	3	委員 江尻 京子	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター長
	4	委員 須田 孫七	東京大学総合研究博物館協力研究員
	5	委員 森林 敦子	国立感染症研究所客員研究員(薬学博士) NPO法人すみだ学習ガーデン理事
議 員	6	委員 冲山 仁	墨田区議会区民文教委員会委員長
	7	委員 高柳 東彦	墨田区議会区民文教委員会副委員長
事 業 者	8	委員 石崎 利一	東京都鍍金工業組合向島支部
	9	委員 伊藤 信	東京ガス株式会社 東部支店長
	10	委員 竹ノ内 伸一	東京電力株式会社 江東支社長
	11	委員 永合 一雄	ライオン株式会社 CSR推進部長
	12	委員 浜野 慶一	株式会社浜野製作所代表取締役(産学官連携クラブ会員)
区 民	13	委員 佐藤 和信	公募区民
	14	委員 小木曾 清三	すみだ環境共創区民会議会長
	15	委員 林家 時蔵	落語家

7.2. 墨田区環境基本条例推進本部の検討経過及び名簿

7.2.1. 検討経過

開 催		審議内容等
第1回	平成23年10月12日	改定素案について検討する。
第2回	平成24年 2月 7日	改定案について検討する。

7.2.2. 墨田区環境基本条例推進本部名簿

	役 職	氏 名	役 職 名
1	本部長	山崎 昇	区 長
2	副本部長	久保 孝之	副区長
3	本部員	横山 信雄	教育長
4	本部員	坂本 康治	企画経営室長
5	本部員	藤田 彰	総務部長
6	本部員	沖田 茂	危機管理担当部長
7	本部員	青木 剛	区民部長
8	本部員	鈴木 陽子	区民活動推進部長
9	本部員	島崎 進	環境担当部長
10	本部員	栗田 陽	産業観光部長
11	本部員	高野 祐次	新タワー調整担当部長
12	本部員	細川 保夫	福祉保健部長 (子育て支援担当部長兼務)
13	本部員	稲垣 智一	保健衛生担当部長
14	本部員	河上 俊郎	都市計画部長
15	本部員	河合 克美	都市整備部長
16	本部員	大滝 信一	会計管理者
17	本部員	有田 武雄	区議会事務局長
18	本部員	山崎 寛司	監査委員事務局長
19	本部員	小暮 真人	教育委員会事務局次長

7.3. すみだ環境共創区民会議の検討経過及び名簿

7.3.1. 検討経過

開 催		審議内容等
第1回	平成23年 5月19日	計画の改定の方向性について検討する。
第2回	平成23年 6月16日	地球温暖化対策について検討する。
第3回	平成23年 7月21日	施策の進捗評価及び基本目標について検討する。
第4回	平成23年 8月18日	区の施策について検討する。
第5回	平成23年10月20日	改定素案について検討する。

7.3.2. すみだ環境共創区民会議名簿

	役職	委員名	備 考
1	会長	小 木 曾 清 三	公募委員
2	副会長	宇 田 川 明	公募委員
3	副会長	森 下 香 洋 子	公募委員
4	委員	清 水 幹 夫	異業種交流グループ連絡会議
5	委員	横 井 貴 広	公園ボランティア
6	委員	小 池 和 史	前環境審議会委員
7	委員	古 谷 博 美	前景観基本計画策定検討委員会委員
8	委員	前 澤 久 志 望 月 昌 作	東京電力株式会社江東支社
9	委員	久 保 田 大 輔	東京ガス株式会社東部支店
10	委員	阿 久 沢 八 代	エコライフサポーター
11	委員	永 岡 啓 一	異業種交流グループ連絡会議
12	委員	高 橋 保 子	すみだリサイクルの会
13	委員	中 島 マ サ	墨田区生活学校連絡会
14	委員	牧 野 祐 子	雨水市民の会
15	委員	依 田 榮 久	緑と花のサポーター
16	委員	柳 千 鶴 子	緑と花のサポーター
17	委員	野 島 潤 二	公募委員
18	委員	島 崎 文 男	公募委員
19	委員	吉 田 富 子	公募委員

7.4. すみだ環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 区の実環境の共創に関する総合的施策（第7条―第15条）

第3章 基本施策の推進体制（第16条―第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特徴を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考えのもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

- (1) 環境の共創 良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) 滞在者 観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

(基本理念)

第3条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

- 2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

- 2 区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

- 2 区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。
- 3 区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

第2章 区の環境の共創に関する総合的施策

(環境基本計画)

第7条 区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の共創に関する目標
- (2) 環境の共創に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第16条第1項に規定する墨田区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第20条第1項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(区民及び事業者への支援)

第8条 区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

- (1) 区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動
- (2) 区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

(環境学習の推進)

第9条 区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

2 区民及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

(大学等教育研究機関との連携)

第10条 区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。

2 区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。

(豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等)

第11条 区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

2 区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

3 区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。

(環境の共創に向けた適切な指導等)

第12条 区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

(自然環境の保全及び創出)

第13条 区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。

(資源循環の促進)

第14条 区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進
- (2) 雨水の有効利用及び資源の循環的利用
- (3) 積極的な環境配慮型製品の購入
- (4) エネルギーの有効利用

2 区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

(地球環境の保全)

第15条 区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

2 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

第3章 基本施策の推進体制

(環境審議会)

第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 環境の共創に関する基本的事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する15人以内の委員で組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第17条 区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

(団体との連携)

第18条 区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(事業者が行う環境の共創の促進)

第19条 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

- 2 区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(すみだ環境共創区民会議の設置)

第20条 区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議(以下「区民会議」という。)を置く。

- 2 区民会議は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。
 - (2) 環境の共創に関する実践活動を行うこと。
 - (3) 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

(区民会議の組織及び運営)

第21条 区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者25人以内で構成する。

- 2 区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第20条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成19年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

7.5. 計画改定における個別事業評価結果一覧

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考・平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)					
基本目標1 地球環境にやさしいまちづくり(地域における地球温暖化対策の推進)	1-1 地球温暖化対策に地域ぐるみで取り組む	① 地球温暖化対策地域推進計画を策定する	温室効果ガス排出量削減率(墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定に伴い目標値修正)	地域推進計画の策定及び実行	環境保全課	・地球温暖化防止設備導入助成制度(22年度実績 310件) 太陽光64件 潜熱回収型給湯器154件、ヒートポンプ給湯器21件、燃料電池発電給湯器10件、ガス発電給湯器2件、断熱改修42件、遮熱断熱塗装17件	拡充	引き続き、地域推進計画に基づき、目標達成に向けた温暖化防止への具体的な施策を展開する。環境イベントなどの啓発活動を実施し、地域からの地球温暖化防止を推進するとともに、地域推進計画のCO2削減重点プロジェクトについても重点的に取り組む。 地球温暖化防止設備導入助成制度については、予算額を増額し、事業用省エネ機器に対して対象を拡大する。 また、太陽光発電を適正な価格で導入させるため、対象を太陽光発電普及拡大センターが定める規定(設備導入費用1kwあたり、60万円以下の太陽光発電システムであるもの)に変更する。					
				墨田区地球温暖化対策に関する普及・啓発	環境保全課	環境フェアを開催し、区民への地球温暖化防止への取り組みに対する普及・啓発を図った。 ・私の環境宣言 参加者 689人	拡充						
				環境家計簿	環境保全課	各種イベント、ホームページを通じて普及・啓発を行った。	維持						
				省エネナビモニター制度	環境保全課	省エネナビモニター設置件数67件削減できた方29件削減結果を出された方を省エネファミリーに認定している。 省エネナビモニター体験談及び結果をホームページで紹介している。	維持						
		② 区の地球温暖化対策を実施する	温室効果ガス排出量削減率(墨田区地球温暖化防止実行計画削減目標:二酸化炭素換算)	墨田区地球温暖化防止実行計画事業	環境保全課	20年度温室効果ガスの排出量調査項目(単位:t/CO2)CO2総排出量 18年度比 16年度温室効果ガス排出量(推計値)21,713基準年 21年度温室効果ガス排出量 21,418(-1.4%)	維持		地域推進計画の策定に伴い、区民、事業者も温室効果ガスの削減対象となっている。行政が率先して地球温暖化対策に取り組む姿勢を表すため、平成22年3月に地球温暖化防止実行計画を改定し、19年度～21年度の平均排出量を基準として、22年度～26年度の5年間の総排出量を9%削減することとした。 21年度については、基準年度比で1.4%減となっており、今後も努力を要する結果となった。				
				庁舎リフレッシュ計画の策定・実施	総務課	・ダウンライトのLED化 ・トイレ照明の人のセンサー化 ・トイレ・地下駐車場照明のLED化	維持						
	1-2 ヒートアイランド対策を推進する	① 人工排熱を抑制する	熱帯夜の年間日数(最低気温25℃以上の日)	再生可能エネルギー(新エネルギー)の有用利用を促進する	普及・啓発	環境保全課	・自然エネルギーの導入促進を地域推進計画の重点プロジェクトとして位置づけ、地球温暖化防止設備導入助成制度により、民間への自然エネルギー導入の支援を行った。 ・22年度実績(太陽光発電64件)	維持	自然エネルギーの有効利用を促進するため、引き続き普及・啓発を行うとともに、助成制度について積極的にPRしていく。 また、区施設の導入については、導入指針の策定等、検討する必要がある。				
				家庭や事業所からの排熱の抑制についての普及・啓発	環境保全課	地域推進計画の重点プロジェクトとして位置づけ、環境フェア等の各種イベントで省エネの普及・啓発を実施した。	維持						
				建物の遮熱性塗装などの普及・啓発	環境保全課	・地球温暖化防止設備導入助成制度により、断熱改修及び遮熱断熱塗装を導入する費用の一部を助成した。(22年度実績:断熱改修 42件、遮熱断熱塗装 17件) 【庶務課】 22年度:遮熱性塗装(第一寺島小体育館屋根、第三寺島小体育館屋根) 21年度:熱交換塗装(錦糸中学校外周フェンス支柱64本・八広幼稚園園庭)、遮熱性塗装(曳舟幼稚園園庭) 20年度:熱交換塗装(両国中学校校庭・向島中学校校庭・菊川小学校校庭遊具下)、遮熱性塗装(隅田小学校校庭) 19年度:熱交換塗装(曳舟幼稚園園庭、両国中学校校庭)、遮熱性塗装(曳舟小学校校庭、梅若小学校体育館屋根・吾嬭第一中学校体育館屋根) 18年度:熱交換塗装(押上小学校校庭、柳島幼稚園園庭遊具下、第二寺島小学校校庭遊具下、錦糸小学校校庭遊具下)	維持						
		② 道の整備を進める	保水性舗装などの整備	保水性舗装などの整備	道路公園課	道路バリアフリー整備工事 場所:東向島2-11から押上2-33まで(特別区道墨119号線) 工期予定:平成22年8月～平成23年3月 延長:178.1m、施工面積:3,054.2㎡ 保水性インターロッキングブロック舗装工:690㎡	維持	一定の効果が認められたため、道路改修事業などに合わせて遮熱性舗装や保水性舗装を採用する。					
						③ 緑化の推進を図る	緑被率		校庭の芝生化	庶務課	梅若小学校校庭整備工事実施設計委託を実施した。	維持	引き続き緑化の推進を図る。 校庭の芝生化については、校庭面積が狭い中で運動場スペースを確保しながら整備することになるため、芝生化できる面積が限られてしまう。当面は学校現場の協力を得ながら整備を行っていく予定。

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考・平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)		
基本目標1 (続き)	1-3 環境にやさしい車社会を実現する	① 公共交通機関の積極的な利用を推進する	公共交通機関利用状況(地域推進計画の中で検討)	公共交通機関の積極的な利用の普及・啓発	環境保全課	地域推進計画に基づき推進 環境フェア等各種イベントで普及・啓発	維持	東京スカイツリー開業時の運行をめざしており、順調に事業が進捗している。 船着場周辺環境の整備も必要性を検討し、実施する。 環境フェア等各種イベントで引き続き、普及・啓発を図る。 市民だけでなく、事業所にも普及・啓発を図る。		
				区内循環バスの検討	新タワー調整課	区内循環バスの事業計画の策定	維持			
				船着場の整備と水上交通の普及	道路公園課	舟運の活用策や平常時利用等の検討及び調整	維持			
② 低公害車の導入やエコドライブを推進する	普及・啓発	低公害車の普及・啓発	環境保全課	地域推進計画に基づき推進している。 環境フェア等各種イベントで普及・啓発を図った。	維持	エコライフ講座の中でエコドライブ講習会を実施 ・区民を対象エコドライブ教習会(実技)を実施(12名受講)	見直し			
		アイドリングストップなどエコドライブの普及・啓発	環境保全課							
		歩行者のための交通環境の整備を推進する	道路公園課	歩道新設の年次工事計画を策定した。	拡充					
基本目標2 生き物とふれあえる水と緑の豊かなまちづくり(自然環境の保護と再生)	2-1 緑とふれあうまちをつくる	① 多彩な緑で飾るまちづくりを展開する	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数	魅せるまちかどガーデニングの推進(まちに向けて多彩な緑を飾る)	環境保全課	・緑化講習会 16回(延19回) 300名参加 ・ハンギングバスケット講習会 2回 28名参加 ・大輪朝顔の育て方講習会 1回 53名参加 ・緑と花のまちづくり推進地域制度開始(平成22年度～) 平成22年度は3ヶ所(十間橋通り、錦糸町丸井前、新堅川橋(橋台敷))で実施。花壇やプランターを設置し、緑と花のサポーターの協力を得て、花苗等の植え込み及び指導を行った。	維持	引き続き、環境に配慮した緑化推進について、講習会等を実施し、普及・啓発を行う。		
				街路樹の整備・見直し	道路公園課	・街路樹の整備 電線共同溝本体工事(言問通り、桜橋通り)(道路公園課) 道路景観設計委託(言問通り、桜橋通り) 電線共同溝本体工事((仮称)新タワー通り)	拡充		・街路樹の見直し 区内の街路樹は、樹勢の衰え、樹形の悪化、あるいは成長しすぎによる周辺環境への悪影響、維持管理費の増大をまねいている。今後は、樹種や本数等の見直しを行い、歩道緑地帯、フラワーロード等との一体的な整備を行い、質の高い街路樹ネットワークとして緑豊かな道路空間を作る。	
		② 建物の多様な緑化を推進する	屋上緑化、緑のへの年間助成件数	立体緑化(屋上及び壁面緑化)の推進	環境保全課	《屋上緑化》 助成件数 10件、緑化面積合計 185.5㎡ 公共施設 1件(東吾嬬小)、緑化面積 184.3㎡ 《壁面緑化》 助成件数 1件、緑化面積合計 17㎡	維持	助成制度の申請数が減少している。 指導要綱等に基づく一定規模以上の建設事業に対する緑化指導は進んでいる。		
				緑のへの設置奨励	環境保全課	生垣設置 3件(14.6m) 植樹帯 2件(9853㎡)	維持			
				空き地の緑化推進	環境保全課	—	完了			
		③ 墨堤の桜を保全し多様な品種の導入により桜の名所を創出する	墨堤の桜の保全・創出	墨堤の桜の保全・創出事業	道路公園課	—	—	—		
				一定以上規模の建設事業に対する緑化指導	環境保全課	指導件数 地上部 133件 うち建築物上 60件 緑地面積 地上部 7,483.78㎡、建築物上 3,399.51㎡	維持			
		2-2 水辺の土の空間をつくる	① 環境に配慮した公園づくりを展開する	区内一人当たりの公園面積	親水公園の整備(大横川親水公園・堅川親水公園)	都市整備課 道路公園課	・特になし(都市整備課) ・大横川親水公園歩行者空間再整備工事(その3) 工事箇所 平川橋付近～横川橋付近 工事内容 園路・スロープ改修(道路公園課) ・業平橋際橋台等整備詳細設計委託 委託箇所:業平橋際南側付近及び橋台(道路公園課)	維持	平成23年度をもって計画していた歩行者空間整備を完了する。 次期は、大横川親水公園と立川親水公園の合流部の未供用地の整備に向け、計画を策定する。	
					公園新設・再整備	都市整備課 道路公園課	【都市整備課】 錦糸公園 公園再整備約7,500㎡、野球場整備約11,000㎡ 【道路公園課】 旧中川水辺公園 62,255.9㎡	維持		芝生化の検討や維持管理方法の見直しなど、公園再整備に向けた色々な方策を実施・検証していく。
					旧安田庭園の整備	道路公園課	中期整備計画策定に向けた検討	維持		両国公会堂の活用計画との調整を図りながら、再度、学識経験者、行政委員による検討委員会を設置し、中期整備計画を策定する。
② 水辺環境の創出を推進する	区内河川等の水辺環境の整備			北十間川水辺活用構想	道路公園課	・北十間川護岸整備工事(その1)、(その2) ・北十間川浄化施設等整備工事 場所:東武橋～京成橋間 ・北十間川人道橋下部工事 上部工事	維持	—		
				河川整備における自然環境の再生	道路公園課	・旧中川堤防整備工事 その27 立花六丁目地内 370m その29 立花六丁目地内 350m ・旧中川植栽工事 高木植栽34本、高木移植18本	維持	平成23年4月1日をもって、旧中川水辺公園として開園した。今後は、公園施設の整備を計画的に行っていく。		

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考・平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)		
基本目標2 (続き)	2-3 多様な生き物が生き息できる自然を回復する	①	在来植物を呼び戻す				《在来植物講習会》 ・大輪朝顔の育て方講習会 1回 53名参加 《苗の配布》計 2,296鉢 ・各種講習会 656鉢 ・すみだ環境フェア2010 400鉢 ・すみだまつり 1,240鉢 ・緑と花の学習園さくらまつり 実施なし ・公共施設への配布 0鉢	維持	引き続き在来植物を呼び戻すため、普及・啓発を行う。カワラナデシコ、タツナミソウ、ギボウシ、山野草等を栽培し、配布する。	
		②	花や実のなる多様な植物を増やし、鳥やトンボなどの昆虫を呼び、生き物との共生を図る	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数(再掲)	ガーデニングとミニビオトープの整備・普及(エコポケットの創出)	環境保全課	生き物についての普及・啓発に努めた。学校ビオトープの造成なし。出前授業(2時間)として、葉平・小梅・菊川小学校で実施。	維持	引き続き生き物との共生を図る。	
	2-4 生き物や自然に関する理解を促進する	①	自然環境の実態把握を推進する	生き物と緑の現状調査	自然の実態把握	環境保全課	—	完了	—	
		②	緑化推進の拠点機能の充実を図る	年間来館者数	緑と花の学習園の機能充実	環境保全課	来園者数 7,475人 学習園内環境整備を実施	維持	開園後29年が経過した緑と花の学習園は老朽化が進んでいる。来園者へのサービス向上のため、環境に配慮した改修等を進める。来館者数増加に向けてハード面・ソフト面ともに魅力ある施設づくりに努める。	
		③	生命と自然の大切さを学ぶ機会を創出する	荒川自然生態園の整備	道路公園課	第7期荒川をよくする墨田区民会議 実施回数3回 参加者のべ39名 内容…荒川将来像計画地区別計画の策定について、八広水辺公園の環境学習多目的利用について。 自然地理管理分科会 実施回数2回 参加者のべ33名 内容…荒川における自然地のあり方についての検討・現地見学 荒川下流部自然地理・運営検討会 実施回数1回 参加者13名 内容…自然地理管理モデル地区の現状、課題の整理	維持	荒川将来像計画地区別計画について、今年度中の策定を目指す。また、荒川下流部自然地理管理・運営検討会を通じてモデル地区(隅田水門付近自然地)の管理・運営手法について検討し、最終的にはモデル地区における自然地理管理・運営計画の作成を目指す。 自然地理管理分科会において、現在ヒヌマイトンボが生息する荒川千住大川等を見学するなど、八広の保全地の活用・再生について行動していく。		
							維持	「プールのヤゴ救出作戦」 実施時期：平成22年5月中旬から6月中旬まで 対象：区内小学校26校 実施校数：21校 「トンボフェア」 実施時期：平成22年6月23日(水)から6月27日(日)まで 来場者数：約1,100人	維持	小学校でのヤゴ救出作戦に関しては引き続き学校に協力を要請し、実施していく。 「区内小学校ビオトープ造成」支援は、企業(社会貢献事業)及びNPO法人との協働で、環境学習を通じてビオトープを整備していく。
							維持	実施時期：平成22年7月から平成22年10月まで全5回開催 受講者：17名(延参加者71名) 修了証：14名(4回以上出席者)	維持	
							維持	「区内小学校ビオトープ造成」支援 学校ビオトープの造成なし 出前授業(2時間)として、葉平・小梅・菊川小学校で実施	維持	
		④	緑化意識の向上を図る	グリーンフェア、各種講習会、すみだまつりでの普及・啓発の年間回数(再掲)	環境保全課	・すみだ環境フェア2010 6/23(水)～27(日) 来場者数 2,426人 講習会・講演会 4回 90人 苗の無料配布 400鉢 緑化相談 5件 屋上、壁面緑化見本コーナー公開 400人 ・すみだまつり 10/2(土)・3(日) 苗の無料配布 1,240鉢 緑化相談 15件	維持	みどりを育むきっかけづくり及び学習支援、実践者へのフォローとなる講習会等を企画し、環境に配慮した緑化意識の向上を図る。		
					環境保全課	16回(延19回) 300名参加 「緑のカーテン作り」 「ハンギングバスケットづくり」 「シュロの葉バッタづくり」など	維持			
環境保全課	土の再生ワークショップ 2講座2回 延35人				維持					
⑤	ボランティアの連携を推進する	緑と花のサポーターの拡充	緑と花のサポーター制度	環境保全課	登録人数：51名、総会：1回、集中作業：83回 講習会・見学会：5回、イベント協力：7回 合計：延べ1,249人	維持	登録人数の増加及び地域での緑化に関する助言者となるような人材育成を目指して、引き続きボランティアの連携を推進する。			

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考・平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)		
基本目標3 もったいない(MOTTAINAI)という気持ちを持ったライフスタイルへの変革(資源循環型社会のしくみづくり)	3-1 リデュース、リユース、リサイクル(3R)を推進する	① 区民・事業者自らがごみの発生と排出の責任を持つ地域づくりをめざす	ごみ削減率、資源化率 *「環境の共創」重点プロジェクトと同じ	ごみの減量	すみだ清掃事務所	H20年10月から実施した資源回収品拡大の定着や、資源・ごみ分別排出の周知徹底により、ごみ減量及び資源回収量増加につながった。 可燃 不燃 粗大 計 H20 50,519t 7,713t 1,223t 59,455t H21 54,469t 2,410t 1,279t 58,158t H22 53,543t 2,500t 1,350t 57,393t (765t減) (1.7%減)(3.7%増)(5.5%増)(1.3%減)	維持	今後も分別排出を徹底するため、資源物・ごみの分け方・出し方パンフレット等を活用した周知を継続する。 ごみの減量については、家庭に向けて、「生ごみ減量作戦 ふたばの会」を通して啓発活動を行い、公共施設では、生ごみ回収方式を小中学校で全校実施していく。生ごみ処理機は平成21年度でリース終了。22年度からは、生ごみをリサイクルできる民間業者に生ごみの回収とリサイクルを委託して実施している。		
				資源回収事業	すみだ清掃事務所	誰もが参加できる分かりやすい資源回収の実施・ごみ減量を目指し、H18年10月より集積所での資源回収品目を拡大。H20年10月から食品トレー回収を本格実施。 資源回収量(行政回収分) H20 6,588t H21 6,616t H22 6,905t(289t増)	維持	大規模事業所でのリサイクルにおいては、引き続き講習会参加を促すとともに、事業所を直接訪問して、廃棄物の減量と再利用を推進するため、「立入調査」で事業者へ指導・助言を行っていく。 また、古紙・アルミ缶などの資源の持ち去り行為対策として、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」の一部改正を行い、資源の持ち去りに対しての罰則を設ける。		
				生ごみのリサイクル	すみだ清掃事務所	(家庭向け) 生ごみたい肥化講座 年4回 参加者数46名 相談会・意見交換会 年2回 参加者数26名 「生ごみ減量作戦ふたばの会」側面支援(公共施設向け) 生ごみ回収施設:37施設 1年間の生ごみリサイクル量 222,494kg	維持			
				大規模事業所でのリサイクル	すみだ清掃事務所	事業用途に供する建築物(1000㎡以上)の所有者・占有者に対し、廃棄物管理責任者の選出とその届出、再利用に関する計画書の提出を条例により義務付けている。また、個々の建築物に立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行っている。 ●平成22年度 立入調査件数 43件、講習会参加者数(2回)67人	維持	—		
				小規模事業所リサイクルシステム(エコッチャ)	すみだ清掃事務所	事業系の古紙、びん・缶、シュレッダーくずなどをリサイクルルートに乗せ、事業所のごみ処理コスト低減を図り、事業系ごみの適正処理を促進する。	維持	—		
				リサイクルブック市	あずま図書館	10月8日(金)・9日(土) 来場団体 27、個人来場者 643名	維持	—		
				② 普及・啓発を推進する	啓発紙の発行部数・年間回数	ごみ減量啓発車両「わかるくん」出前講座	すみだ清掃事務所	次代を担う子供たちが、リサイクルの大切さやごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう、区内小学校の4年生を対象として、職員による出前講座を実施している。平成22年度は14校で実施(参加延869人)した。その他、すみだまつり、消費生活展・環境フェア等にごみ減量啓発車両「わかるくん」の出動及び各種展示を実施した。	維持	引き続き啓発・展示を実施し、ごみ減量啓発活動を推進していく。とりわけ、ごみおよび生ごみの減量、3R、資源回収、マイバッグキャンペーン、古着回収を中心に積極的にPR活動を進める。
						啓発紙の発行	すみだ清掃事務所	リサイクル情報紙「いちにのさん」⇒8,500部/回、年3回 環境学習用冊子「できることからはじめよう!」1,800部、3月発行 すみだ区報特集号⇒95,000部 11月発行	維持	
						PR活動	すみだ清掃事務所	環境フェア、消費生活展、すみだまつり・こどもまつり、食育フェスティバル、リサイクル清掃展において、ごみ減量、資源回収、マイバッグキャンペーン、古布回収等のPRを行った。	維持	
						ごみ減量・リサイクルの普及啓発講座	すみだ清掃事務所	●生ごみたい肥化講座 年4回実施 参加者数46名 ●リサイクルリーダーの派遣 年7回実施 派遣リーダー数 延29名 参加者数 延83名 ●親子リサイクル工作教室 年1回 参加者数 17世帯40名	維持	
	ごみ減量とリサイクルの普及・啓発	すみだ清掃事務所	環境フェア、消費生活展、すみだまつり、食育フェスティバル、リサイクル清掃展、古着回収において、ごみ集積所の模擬展示や分別変更の説明、水切りネットの配布を行った。			維持				
	③ 区・区民・事業者等の協働を推進する	集団回収年間量	リサイクル清掃地域推進委員制度			すみだ清掃事務所	●講演会の開催 平成22年10月6日(水)午前10時15分～ 講師:松田美夜子(生活環境評論家) 演題:「ごみと人のかかわりあい」参加者102名 ●資源抜取り防止・不法投棄防止パトロール 実施期間:平成22年12月6日(月)～12日(日) ●中央防波堤埋立処分場「見学会」の実施。 平成22年10月8日(金)～12月6日(月)までの期間で計6回実施。	維持	委員自身の積極的な取り組みと、地域と区のパイプ役として、リサイクルや清掃問題の意識の高揚を図る。 また、委員の交代に伴い、引き続き清掃工場等の施設見学会や講座の開催を実施していくことが必要である。 引き続き、報奨金の支払い・物品支給等の支援を行い、また、大規模新築共同住宅等への集団回収団体の案内や区民へ集団回収への参加を呼びかけていく。	
			集団回収への支援	すみだ清掃事務所	・平成22年度末現在、活動団体数351団体(平成21年度末371団体) ・平成22年度集団回収量7,341,437kg	維持				
			事業所を対象としたリサイクルの推進	すみだ清掃事務所	小規模事業者は、小規模リサイクルシステム(エコッチャ)を紹介し、大規模事業所においてはすみだ清掃事務所の排出指導を通じて啓発を図った。	維持				

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考:平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)		
基本目標3 (続き)	3-1 リデュース、リユース、リサイクル(3R)を推進する	④ 地域リサイクルを支える人材を育成する	リサイクルリーダー養成講座年間開催回数	リサイクルリーダー養成講座	すみだ清掃事務所	—	完了	—		
			リサイクル清掃事業の公平性・透明性と効率性を追求する	一般廃棄物処理業の許可及び指導	すみだ清掃事務所	一般廃棄物処理業の許可及び指導(通年) 申請書受付件数 746件 立入り検査実施件数 95件	維持	引き続き、ホームページ等での事業情報の周知を図るとともに、公開できる情報については積極的に公開していく。		
				公平性・透明性・効率性の向上	リサイクル・清掃事業の効率化	すみだ清掃事務所	—	完了		
			情報公開の推進	すみだ清掃事務所	リサイクル清掃事業について、区民の理解を促進するために、ホームページ等での事業情報の周知を図るとともに、問い合わせについて、積極的に公開している。中・高校生のインターンシップ受け入れや、見学等についても積極的に協力した。	維持	—			
	3-2 不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる	① 区・区民・事業者等の協働を推進する	クリーンキャンペーン、クリーン作戦、一斉不法投棄パトロールの年間延回数	「すみだやさしいまち宣言」に基づく事業	区民活動推進課	啓発活動 ・クリーンキャンペーン 区職員・区民団体・企業等による清掃活動・路上喫煙禁止・放置自転車追放・ペットの正しい飼育等の啓発活動 ○5月26日実施(405名参加) ○12月22日(雨天により中止)	維持	—		
				クリーンキャンペーンの実施	すみだ清掃事務所	ごみゼロデーを中心に区民が自主的に町の清掃活動を行う「クリーンキャンペーン」を毎年実施している。 実施日時:平成22年5月30日(日)8:30~12:00(参加団体:277団体、参加人数:14,718名)	維持	引き続き区職員・区民団体・企業等と、協働体制による「まちぐるみ」のキャンペーンの実践活動を行う。引き続きクリーンキャンペーン啓発ポスターを製作し、さらなる参加者の増加に努める。		
				不法投棄防止対策	すみだ清掃事務所	「不法投棄監視ウィークパトロール」平成22年6月2日(水)・3日(木)2日間(各日1回)過去に不法投棄された重点箇所を中心にパトロールを実施。	維持	—		
				路上喫煙防止対策	区民活動推進課	① 啓発活動 ・ポスター等配布、すみだまつり等イベントでの啓発活動、推進地区内の指導員の配置(錦糸町駅・兩國駅・押上駅・曳舟駅) ② 啓発物設置工事等 ・路面ブロック埋込み工事 ③ 地区推進連絡会の開催 東日本大震災の影響で中止(3月中旬予定)	拡充	—		
	3-3 雨水利用を推進する	① 雨水利用を普及促進する	雨水利用の雨水貯留容量*「環境の共創」重点プロジェクトと同じ	雨水利用促進助成及び雨水の貯留・浸透指導	環境保全課	●助成金制度活用によるタンク設置 ・小規模タンク6基 1,354㎡ ●指導要綱等に基づくタンク設置(ビル等の地中埋方式等) ・15件 697.55㎡	維持	引き続き指導要綱等に基づく指導を適正に行っていく。雨水タンク出張展示などを実施し、また、環境フェアなどを通じて雨水タンクの助成件数の維持・拡大に努める。		
				雨水利用ネットワークの拡充を図る	雨水利用ネットワーク事業	環境保全課	●雨水利用自治体担当者連絡会幹事会 実施時期:5月20日 参加人数:7自治体10名 ●雨水利用自治体担当者連絡会総会 実施時期:8月5日 ●雨水ネットワーク会議 全国大会 実施時期:8月5・6日	維持	引き続きネットワークの拡大に努める。	
				雨水利用で国内外の水危機打開に貢献する	雨水利用ネットワークが取り組む国際貢献事業の支援	雨水利用国際貢献事業	環境保全課	イクレイ世界大会(10/4~7 韓国仁川)に職員を派遣。雨水利用の事例発表を行う。	維持	区民や事業者の取り組みを支援する。また、区民や事業者による雨水利用ネットワークの国際貢献事業を支援していく。
				区民・事業者の雨水利用の取り組みを支援する	雨水利用機器開発及び技術者育成の支援	雨水利用技術者養成講座	環境保全課	イクレイ世界大会や雨水ネットワーク会議全国大会in松山の参加することにより、雨水利用に関する技術的な啓発を支援。	維持	環境ふれあい館は展示中心の暫定施設ではあるが、区民や事業者による雨水利用機器開発や技術者育成活動をサポートしている。区民や事業者による雨水利用機器開発や技術者育成活動を支援していく。
			雨水利用技術開発支援	環境保全課	雨水貯留槽(雨水タンク)設計に関する相談に対して、適切な指導を行い、開発を支援。	維持				

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考・平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)		
基本目標4 安心して暮らせる安全な安らぎのあるまちづくり(都市・生活型公害への取り組み)	4-1 都市・生活型公害の影響を低減する	① 大気・騒音・振動等の都市・生活型公害対策を推進する	環境監視事業において大気環境基準を超えた年間件数	土壌汚染対策事業	環境保全課	窓口での相談に迅速に対応するとともに、拡散防止計画書が提出された場合は適切に指導を行う。22年度は4件	維持	全般に環境基準をクリアしており、この状態を維持すべく監視していく。今後も継続して監視していく。		
				環境監視事業	環境保全課	大気汚染常時監視(SO ₂ 、NO _x 、SPM)1か所 大気汚染常時監視(NO _x 、SPM)1か所 内河川水質調査(8か所4回、1か所2回) 道路交通騒音常時監視(8路線) ダイオキシン類調査(2か所1回) 大気中の有害物質調査(2か所2回) 道路交通騒音調査(17か所)	維持			
				公害苦情処理事業	環境保全課	区民からの申し出により、事業所などから発生する公害現象をなし、より良い住環境をつくる。22年度苦情件数286件	維持			
				工場認可及び公害防止指導事業	環境保全課	工場の設置や設備の変更を計画した時など、事前に公害防止の指導を行う。22年度7件	維持			
				民間建築物アスベスト調査助成事業	環境保全課	アスベストがあると思われる建物について、アスベストの調査費用の半額を助成する。22年度(調査助成4件)	維持			
				アスベスト対策資金融資あっせん事業	生活経済課	0件 0万円	維持		今後とも必要のため、事業を継続する。	
	4-1 都市・生活型公害への取り組み)	② 河川水質汚染への対応を推進する	環境監視事業において河川水質の環境基準を超えた年間件数	河川水質汚染対策事業	環境保全課	●22年度に環境基準(溶存酸素5.0mg/l以上、BOD5.0mg/l以下)を満たさなかった件数(2件) 両国橋(隅田川、溶存酸素4.9mg/l)二之橋(堅川、BOD5.5mg/l) ●21年度に環境基準(溶存酸素5.0mg/l以上)を満たさなかった件数(3件) 二之橋(堅川4.1mg/l)枕橋(北十間川4.3mg/l)桜橋(隅田川4.5mg/l) ●20年度に環境基準(溶存酸素5.0mg/l以上)を満たさなかった件数(3件) 二之橋(堅川4.5mg/l)枕橋(北十間川4.9mg/l)桜橋(隅田川4.9mg/l)	維持	現在、区内河川の親水整備も進んでおり、北十間川の整備も予定されており今後、より水辺環境が改善されると考えられる。 河川事業者による底泥浚渫や下水道事業者による雨天時の初期汚濁雨水対策など、今後も東京都に隅田川や江東内部河川の水質が改善されるように働きかけていく。		
				公害防止資金貸付あっせん事業	生活経済課	2件 572万円	維持	今後とも必要のため、事業を継続する。		
				ホームページにおける企業向け情報提供	環境保全課	工場などの事業者に対して、工場認可手続き、工場等の規制、土壌・地下水の汚染防止などの情報を提供している。また、事業者向けの環境認証取得支援事業についても周知している。	維持	引き続き、工場などの事業者に対して、工場認可手続き、工場等の規制、土壌・地下水の汚染防止などの情報を提供していく。また、事業者向けの環境認証取得支援事業についても周知していく。		
				環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境保全課	環境認証取得支援助成件数6件(エコアクション21:5件、KES:1件)	維持			
				有害化学物質対策を推進する	環境監視事業において有害化学物質の環境基準を超えた年間件数	有害化学物質対策事業	環境保全課	●測定地点: 堅川中学校、生涯学習センター別館 ●測定回数: 夏冬の2回 ●測定結果: すべて基準を満たしていた。	維持	今後も継続して監視していく。
				4-2 美しい景観とやすらげる環境をつくる	① 都市景観に配慮したまちづくりを推進する	都市景観に関する住民意識調査	景観まちづくり推進事業	都市計画課	景観行政団体として、景観法及び墨田区景観条例に基づき、助言・指導を行った。	維持
新タワーを契機としたよりよい環境を創出する	押上・業平橋駅周辺地区整備事業による新たな環境の創出	全庁	「押上・業平橋地区まちづくりランドデザイン」(平成18年度策定)において提示された将来のまちづくりに基づき、新タワーを環境のシンボルとすることを旨とし、関係各課と協議を行った。				維持	新タワー周辺道路のまち歩き観光を楽しむ来街者の回遊性ルートの整備として、歩道の新設及び電線の地中化に合わせて、街路樹の整備を進めていく。		

基本目標	個別目標	施策の方向	活動目標	個別事業名	主管課名	参考・平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)		
基本目標4 (続き)	4-2 美しい景観とやすらげる環境をつくる	③ 放置自転車や道路不正使用を改善する	来館者数 *「環境の共創」重点プロジェクトと同じ (新環境ふれあい館整備計画にあわせて目標値修正)	放置自転車対策	土木管理課	1 自転車駐車場の新設 なし 2 放置自転車の撤去 区内13駅で 354 回実施 撤去自転車台数 13, 238台 3 駅前放置自転車追放キャンペーンの実施 錦糸町駅で1回、東向島駅で1回実施 参加団体は、地元町会・自治会、民間企業、警察、交通事業者等	維持	引き続き、放置自転車対策については、地域住民、警察との連携が不可欠であり、今後も「駅前放置自転車追放キャンペーン」とあわせて、放置発生箇所(コンビニ、パチンコ店、カラオケ店、ゲームセンター等)における個別(店)指導を行っていく。 放置自転車の監視、撤去を引き続き行っていく。 また、道路不正使用については、区民の協力を得ながら、警察との連携のもと継続的なパトロールによる是正指導が重要である。		
				道路不正使用の是正	土木管理課 産業経済課	【土木管理課】 毎月2回(本所地区、向島地区各1回)他 通常監察、陳情処理で指導 1.看板、のぼり旗類 97件 2.道路商品置場類 19件 3.足場等工事指摘 11件 4.その他指摘指導 34件 【産業経済課】 他課と連携をとりながら、各商店街への働きかけの協力体制を維持している。	維持	—		
				自転車駐車場の整備	都市整備課	【都市整備課】 特になし 【拠点整備課】 (仮称)押上駅前自転車駐車場設計委託 場所 墨田区押上一丁目1番 自転車収容台数 約2,620台	維持	—		
基本目標5 環境にやさしい人づくりものづくり(環境体験学習・環境教育、エコプロダクツ)	5-1 環境学習の場をつくる	① 総合的な環境体験学習の拠点として環境ふれあい館を整備・運営する	来館者数 *「環境の共創」重点プロジェクトと同じ (新環境ふれあい館整備計画にあわせて目標値修正)	総合的な環境体験学習拠点としての環境ふれあい館の拡充・整備	環境保全課	・企画運営委員会を2回開催し委員からの意見を聴取し計画及び現状運営の参考に資した。また、企画展の実施から発展した環境団体企業交流会を開催し、環境団体・企業等との連携について模索し、事業実施へ結びつけるなど、運営の充実にも努めた。	拡充	総合的な学習拠点としての機能充実を図っていくために、企画運営委員会をはじめ、環境団体や企業等とも連携を図りながら、多様な環境学習事業を積極的に誘致し推進していく必要がある。また、施設及び展示物の老朽化が目立ち始めているので、ハード/ソフト両面において本施設あり方についても検討が必要である。		
				地域別の環境拠点を整備する	エリア別の環境拠点の機能の整備	区内環境学習ネットワークの検討	環境保全課	—	維持	区の新基本計画における地域プラザ等の動きとあわせて検討していく。
				大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学習園を環境体験学習の場として活用する	環境体験学習の場としての整備	環境体験学習の場(大横川親水公園、荒川河川敷、緑と花の学習園)としての充実・整備	道路公園課 環境保全課	【道路公園課】 ・大横川親水公園(万華池の維持) ・荒川河川敷(自然整備の検討) 【環境保全課】 ・緑と花の学習園 ・庁舎屋上緑化見本コーナーの活用 ・インターシップの受け入れ(高等学校) ・環境学習の実施(小学生)	維持	【道路公園課】 ・再整備計画策定に向けて、現況の問題点や利用者の要望を把握することから始め、質の高い環境学習や自然観察の場づくりを目指す。 引き続き環境体験学習の場として整備し、活用していく。
				学校教育施設を環境に配慮したエコジースクールとして整備する	立体的緑化の推進	エコジースクールの整備	庶務課 指導室 環境保全課 児童・保育課	【庶務課】 ・梅若小 太陽光発電システム・屋上緑化・雨水利用設備を設置 【指導室】 ・平成22年6月「CO2削減アクション月間」によるCO2削減量に関する調査を区内全小・中学校で実施し、環境教育の充実を図った。 ・株式会社ジェイコムによる「緑のカーテン」普及事業を推進し、参加希望幼稚園、小・中学校が実施し、環境教育の充実を図った。 ・全小学校に環境啓発冊子を配布した。 【環境保全課】 ・屋上緑化:東吾嬬小(緑化面積184.3㎡) ・22年度は学校ビオトープの造成なし。出前授業(2時間)として、業平・小梅・菊川小学校で実施。 ・「地球を守るために読む本」を全区立小学校の4年生に配付した。 【児童・保育課】 ・花園保育園の改修工事に合わせ、太陽光発電システム(12kw)を設置した。	維持	引き続きエコジースクールの整備を進める。
				ホームページを環境学習の場として整備する	ホームページを通じた環境に関する情報の充実	ホームページの充実・運営	環境保全課	エコドライブの動画番組を1本作成 22年度月平均アクセス数: 37,311件 21年度月平均アクセス数: 28,981件 20年度月平均アクセス数: 31,535件 19年度月平均アクセス数: 25,283件 18年度月平均アクセス数: 17,891件	廃止	—

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考：平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)			
基本目標5 (続き)	5-2	環境学習の機会をつくる	① 環境ふれあい館を拠点として環境体験学習事業を展開する	環境・リサイクル体験学習事業	環境保全課	①リサイクルの会事業・勉強会 57回960人 ②生ごみ減量作戦ふたばの会 4回41人 ③環境保全課事業等16回278人 ④企画展 会期3/2～9/5 1,303人(4/1～9/5) ⑤その他2回3人	維持	館の設置目的に沿った環境学習及び活動の場としての活用を強く呼びかけるとともに、来館者の増加に繋がるような事業展開を計画的かつ継続的に進めていく。 また、施設は暫定使用という位置付けはあるが、設備面においても利用者・来館者の満足度を高めていく必要がある。			
				雨水利用体験学習事業	環境保全課	①雨水市民の会事業・勉強会等37回578人 ②雨水ネットワーク会議3回54人					
				地球環境探検学習事業	環境保全課	①すみだ百花蜜プロジェクト事業1回34人 ②環境保全課等事業2回65人					
				環境体験学習出前事業	環境保全課	①すみだ環境フェアサテライト会場事業2回89人					
				環境学習教育関係者体験研修事業	環境保全課	視察受け入れ 51回 876人 うち学校関係 5回 402人					
			② 環境にやさしい生活(エコライフ)の普及を図る	エコライフ講座年間受講者数	エコライフ講座	環境保全課	エコライフ講座 全8回開催(10/29～2/26) 延べ参加者数 269人 ①古着であづま袋を作ろう ②中央防波堤見学会 ③最新の雨水利用 ④極めよう！エコドライブ ⑤リサイクル工場見学会 ⑥地球にやさしいリフォーム ⑦料理を作ろう！エコクッキング ⑧講演会「美しい海と森について」	エコライフ講座延べ参加者数が増加した。 地球温暖化防止に向けて、区民のエコライフへの関心が高まりつつある中、その普及・啓発、さらには実践行動につながる体験型講座を増やして実施した。			
			③ ともエコクラブ活動を支援する	ともエコクラブの活動支援累計数	ともエコクラブの活動支援	環境保全課	ともエコクラブの活動支援を行い、加入促進を図った。 ・広報紙でのPR(年1回) ・保育園、小中学校へのリーフレット配布(年1回) ・窓口等でリーフレット配布(随時) ・環境活動グループへの支援(随時) 実施時期：平成22年4月から平成23年3月 対象：幼児から高校生まで 平成22年度の加入団体：3団体	引き続き支援していくとともに、児童館・学童クラブ・小中学校等へリーフレットを配布するなど、加入促進を図る。			
			④ 各種環境啓発事業の継続的推進を図る	自然観察年間開催数・参加者数	リサイクル・清掃関係施設の親子見学会	すみだ清掃事務所	●リサイクル・清掃関係施設の親子見学会 実施日：平成22年7月21日(水) 参加人数：親子15世帯31名 見学先：(株)ジャパンビバレッジエコロジー、三國ココロラボトリング(株) 対象：区内在住・在学の小学生と保護者 ●リサイクル施設等見学会 実施日：平成22年10月8日(金)から12月6日(月)までの期間で計6回実施。 実施場所：中央防波堤埋立処分場 参加人数：96名 対象：区内在住者	維持	各事業とも予定通り開催し、さらに内容の充実を図って実施する。 なお、参加者数を増やすために、メールやチラシの配布先を増やすなどの対策を行っていく。		
					親子リサイクル工作教室	すみだ清掃事務所	実施日：平成22年8月24日(月) 実施場所：会議室131 参加人数：親子17世帯40名 制作物：牛乳パックでクルクル絵本作り 対象：区内在住・在学の小学生と保護者	維持			
					自然観察会・講座	環境保全課	区民の自然環境に対する意識啓発を行うため、環境学習の場をつくり、環境教育の機会をつくる。 実施時期：平成22年4月から平成23年3月 実施回数：8回 対象：区民ほか 参加人数：237人	維持			
			5-3	環境学習のための推進体制を整備する	① 環境体験学習の活動と交流のネットワークをつくる	来館者数 *「環境の共創」重点プロジェクトと同じ (新環境ふれあい館整備計画にあわせて目標値修正)	環境体験学習の活動と交流の拠点整備	環境保全課	企画運営委員会を2回開催し委員からの意見を聴取し計画及び現状運営の参考に資した。 環境ふれあい館来館者数：5704人	拡充	—
						② 環境教育人材情報の整備を図る	環境ボランティア累計人数	分野別、テーマ別に応じた環境教育のための人材活用システムの構築	環境保全課	「環境にやさしいまちづくり」実現のために、自然観察会などを実施し、トンボ(環境)サポーターを育成した。 実施時期：平成22年4月から平成23年3月 実施回数：4回(自然観察会) 対象：トンボ(環境)サポーターを含む区民ほか 登録人数：72名	維持

基本目標	個別目標	施策の方向	活動指標	個別事業名	主管課名	参考・平成22年度事業実績	評価結果	見直し・検証 (事業展開など見直す点)	
基本目標5 (続き)	5-3 環境学習のための推進体制を整備する	③ 環境ボランティアの拡大を図る	エコライフサポーター累計人数	環境ボランティアの拡大	環境保全課	エコライフサポーターによる地球温暖化対策啓発活動 ・すみだ環境フェア2011春:出展等 ・すみだまつり(環境フェア秋):出展等 ・自主的活動:ペットボトルキャップ・プルトップ回収の取組み	維持	エコライフ講座と連携して、エコライフサポーターの登録者数増加を目指す。 引き続き、区との協働による自主的活動を推進していくとともに、環境ボランティアとしての役割を担えるように支援を続ける。	
				エコライフサポーターの拡大・支援	環境保全課	・エコライフサポーター登録者数:9人 ・エコライフサポーター養成講座:全10回 延べ参加人数:54人	維持		
		④ すみだ環境共創区民会議との連携を進める	自主的取り組み	すみだ環境共創区民会議との連携	環境保全課	1 会議開催 すみだ環境基本条例に基づき、16名の委員で、毎月第三木曜日の午後6時30分から定例会議を開催した。(全12回) 2 活動内容 環境についての学習・検討を行った。 3 見学会(2回) 11月に東京スカイツリーインフォプラザ及び建設地 12月に東京電力㈱ 品川火力発電所及び東京ガス㈱環境エネルギー館 4 宿泊研修	維持		今期、新たに委員を委嘱し、環境基本計画及び環境区宣言の推進について検討し、活動を拡充するとともに、引き続き連携を図る。
						【中小企業センター】 国際規格(ISO14001)の取得支援として、コンサルティング経費補助及び登録料補助補助件数:2件	維持		
	5-4 環境にやさしい企業活動を支援する	① 環境に配慮した中小企業の育成・支援を行う	環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境マネジメント関連規格認証の取得支援	環境保全課 中小企業センター	省エネ技術講習会の開催 1回	維持	—	
				中小企業に対する省エネ対策	環境保全課	セミナーの開催(年1回開催) 3月「よくわかる環境問題、よくわかる環境対応」	維持		
② 環境・リサイクル技術及び製品開発に対する支援		技術・製品開発に対する支援	環境・リサイクル技術・製品開発への支援	中小企業センター	セミナーの開催(年1回開催) 3月「よくわかる環境問題、よくわかる環境対応」	維持	引き続き支援する。		

7.6. 温室効果ガス排出量の算定方法等

7.6.1. 墨田区の温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

① 算定の前提

墨田区の温室効果ガス排出量算定の前提として、対象ガスと基準年度を、京都議定書に基づき、以下のように設定しています。

【墨田区の温室効果ガスの対象ガスと基準年】

対象ガス	基準年度
二酸化炭素 (CO ₂)	平成2 (1990) 年度
メタン (CH ₄)	平成2 (1990) 年度
一酸化二窒素 (N ₂ O)	平成2 (1990) 年度
代替フロン類 (ハイドロフルオロカーボン類 /HFC _s 、パーフルオロカーボン類 /PFC _s 、六ふっ化硫黄/SF ₆)	平成7 (1995) 年度

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

② 算定方法

墨田区の温室効果ガス排出量は、特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）が算定した値を引用しています。

算定方法は、以下の通りとなっています。

【二酸化炭素（CO₂）排出量の算定方法※】

部門		電力・都市ガス	電力・都市ガス以外
産業	農業	東京都の燃料消費原単価に活動量（農家数）を乗じる。	
	建設業	東京都の建設業燃料消費量を建築着工床面積で案分する。	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力:「電力・都市ガス以外」と同様に算出。 ■都市ガス:工業用供給量を計上。発電用途は除外。 	東京都内製造業の業種別製造品出荷額あたり燃料消費量に、墨田区の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出。
民生	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■電力:従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算。 ■都市ガス:家庭用都市ガス供給量を計上。 	LPG、灯油について、世帯あたり支出(単身世帯、二人以上世帯を考慮)に、単価、世帯数を乗じ計上する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■電力:区内供給量のうち他の部門以外を計上。 ■都市ガス:商業用、公務用、医療用を計上。 	東京都の建物用途別の床面積あたり燃料消費量に区内の床面積を乗じることにより算出する。床面積は、東京都や各区の統計等を基に固定資産の統計、都有財産、国有財産から推計する。
運輸	自動車	—	東京都の自動車関連エネルギー消費量から、走行量あたりのエネルギー消費原単価を計算し、区内走行量を乗じることにより推計。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別燃料費原単価を計算し、区内乗降車人員数を乗じることにより推計する。	平成19(2007)年度現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、除外する。
その他	廃棄物	—	廃棄物発生量を根拠に算定。

※「特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）」より作成

【二酸化炭素（CO₂）以外の温室効果ガスの排出量の算定方法※】

メタン (CH ₄)	固定発生源からの非二酸化炭素排出	墨田区の燃料種別エネルギー消費量に排出係数を乗じて算出
	自動車	墨田区の車種別走行量に排出係数を乗じて算出
	排水処理	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の上水使用割合で案分
	一般廃棄物	東京都の排出量を東京都に占める墨田区のごみ収集量割合で案分
	麻酔剤	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の病院数割合で案分
一酸化二窒素 (N ₂ O)	固定発生源からの非二酸化炭素排出	墨田区の燃料種別エネルギー消費量に排出係数を乗じて算出
	自動車	墨田区の車種別走行量に排出係数を乗じて算出
	排水処理	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の上水使用割合で案分
	廃棄物焼却(一般廃棄物)	東京都の排出量を東京都に占める墨田区のごみ収集割合で案分
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _s)	家庭用冷蔵庫	東京都(使用時・廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	業務用冷凍空調機器	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の民生機械器具出荷額割合で案分
	自動販売機	東京都(使用時・廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の業務床面積割合で案分
	家庭用エアコン	東京都(使用時・廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	カーエアコン	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の自動車部品出荷額割合で案分 東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の走行量割合で案分 東京都(廃棄時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	発泡プラスチック	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の発泡強化プラスチック出荷額割合で案分 東京都(使用時)の排出量を東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	エアゾール	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の事業所数割合で案分
	定量噴射剤	東京都の排出量を東京都に占める墨田区の病院数割合で案分
	パーフルオロカーボン類 (PFC _s)	溶剤
半導体		
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備	東京都の排出量を電力消費量の東京都に占める墨田区の世帯数割合で案分
	半導体	東京都(製造時)の排出量を東京都に占める墨田区の電子デバイス部品出荷額割合で案分

※特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）より作成

7.6.2. 墨田区の二酸化炭素 (CO₂) 排出量の特徴と要因

墨田区の CO₂ 排出量を部門別にみると、民生家庭部門と民生業務部門が、基準年度から大きく増加していることが特徴的となっています。この 2 部門の増加要因について、以下に整理しました。

(1) 民生家庭部門の増加要因

民生家庭部門の平成 20 (2008) 年度の二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、基準年度比で 26.2%と大きく増加しています。この要因としては、世帯数の一貫した増加が考えられます。平成 20 (2008) 年度の世帯数は、11 万 7,541 世帯となっており、基準年度である平成 2 (1990) 年度と比較して、3 万世帯以上増加しています。

世帯数の増加に伴い、エネルギー消費量も増加傾向にあります。平成 20 (2008) 年度のエネルギー消費量は、4,012TJとなっており、平成 2 (1990) 年度と比較し、約 600TJ 増加しています。

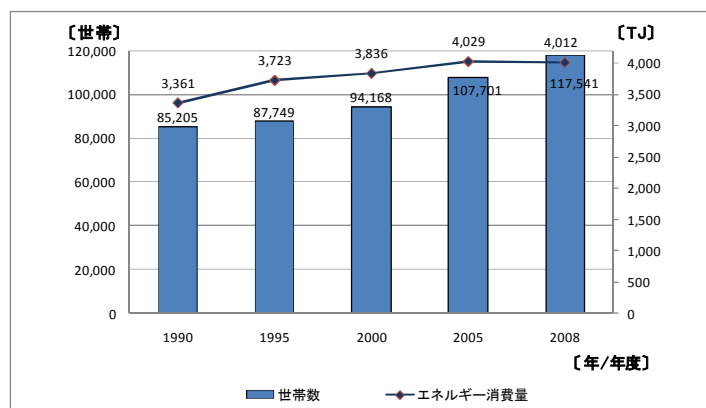
【墨田区の家庭におけるエネルギー消費量】

年(年度)	世帯数 (世帯)	エネルギー消費量 (TJ)
H2	85,205	3,361
7	87,749	3,723
12	94,168	3,836
17	107,701	4,029
20	117,541	4,012

※エネルギー消費量の単位は TJ(テラジュール)=10¹²J で表しています。

出典：特別区の温室効果ガス排出量 (みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

【墨田区の家庭における世帯数とエネルギー消費量】



出典：特別区の温室効果ガス排出量 (みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

(2) 民生業務部門の増加要因

民生業務部門の平成 20（2008）年度の二酸化炭素（CO₂）排出量は、基準年度比で 157.3%と、非常に大きく増加しています。この要因としては、業務部門の延べ床面積の増加が考えられます。

業務部門の延べ床面積は、平成 17（2005）年度まで増加傾向にあり、その後微減傾向を示しています。平成 20（2008）年度には、306 万 4,488 m²となっており、平成 2（1990）年度と比較すると約 80 万m²増加していますが、平成 17（2005）年と比較すると、約 15 万m²減少しています。

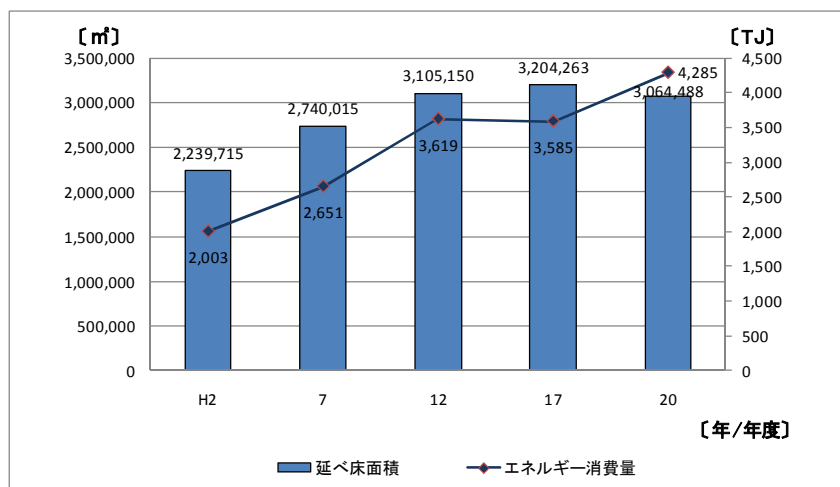
業務部門の延べ床面積の増加に伴い、業務部門のエネルギー消費量も増加傾向を示しています。平成 20（2008）年度のエネルギー消費量は、4,285TJ となっており、平成 2（1990）年度と比較すると約 2,000 TJ と、2 倍以上増加しています。

【墨田区の業務部門延べ床面積とエネルギー消費量】

年	延べ床面積 (m ²)	エネルギー消費量 (TJ)
H2	2,239,715	2,003
7	2,740,015	2,651
12	3,105,150	3,619
17	3,204,263	3,585
20	3,064,488	4,285

出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

【墨田区の業務部門床面積とエネルギー消費量】



出典：特別区の温室効果ガス排出量（みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

7.6.3. 墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 将来推計（現状趨勢ケース※）の考え方

墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）は、部門ごとに設定した世帯数や延べ床面積等の活動量と、原単位（活動量あたりの二酸化炭素）を予測し、それらの積により算出しました。各部門の活動量と原単位の考え方を、以下の表に示します。

※現状趨勢ケースとは、追加的な対策・施策を講じなかった場合の温室効果ガス排出量を指す。

【将来推計（現状趨勢ケース）における排出量推計の基本的な考え方】

項目	考え方等
推計式	・温室効果ガス排出量 = 活動量 × 原単位
活動量	・CO ₂ 排出量の増減に係る指標（出荷額、延べ床面積等） ・過去の傾向等から設定
原単位	・活動量あたりの温室効果ガス排出量 ・横ばいと想定し、直近の平成 20(2008)年度の値を用いている

【将来推計（現状趨勢ケース）の設定の考え方】

項目	部門	設定の考え方	
二酸化炭素 (CO ₂)	産業	建設業	活動量は新築着工床面積とし、過去の傾向から横ばいと想定した。
		製造業	活動量は、製造品出荷額とし、過去の傾向から横ばいと想定した。
	民生	家庭	活動量は人口とし、総合計画で用いている人口推計の伸び率を引用した。
		業務	活動量は、延べ床面積とし、過去の傾向から横ばいと想定した。
	運輸	自動車	現況推計時に東京都が推計した CO ₂ 排出量を引用しているため、過去の CO ₂ 排出量の傾向から直接排出量を推計した。
		鉄道	活動量は乗降者数とし、過去の傾向から推計した。
	廃棄物	一般廃棄物処理基本計画における、廃棄物の排出量推計値を引用して推計した。	
メタン (CH ₄)		過去の排出量の傾向から、直接推計した。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		過去の排出量の傾向から、直接推計した。	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC _s)		国の排出量の予測値を引用し、推計した。	

(2) 将来推計（現状趨勢ケース）結果

墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）算定結果は、以下のとおりとなりました。

【ガス種別・墨田区における温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）】

ガス種	年度	基準年度 平成 2 年度 (1990 年度 ^{※1})	現状年度 平成 20 年度 (2008 年度)	目標年度 平成 27 年度 (2015 年度)	
		排出量	排出量	排出量	基準年度比 2008 年度比
二酸化炭素 (CO ₂)		1,257	1299	1,306	3.9% 0.6%
メタン(CH ₄)		2	1	1	-37.3% -19.5%
一酸化二窒素 (N ₂ O)		13	9	6	-55.0% -30.7%
ハイドロフルオロ カーボン(HFC _s)		8	28	22	270% -21.6%
パーフルオロカー ボン類(PFC _s)		1	—	—	— —
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		2	—	—	— —
合計 ^{※2}		1,284	1337	1,335	4.0% -0.1%

※1.ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は平成 7(1995)年度

※2.四捨五入の関係から、各ガスの合計値が一致しない場合がある。

【部門別・墨田区における二酸化炭素排出量の将来推計（現状趨勢ケース）】

部門	年度	基準年度 平成 2 年度 (1990 年度)	現状年度 平成 20 年度 (2008 年度)	目標年度 平成 27 年度 (2015 年度)	
		排出量	排出量	排出量	基準年度比 現状年度比
産業部門	建設業	38	42	42	10% 0%
	製造業	402	162	81	-79.8% 49.9%
	小計	440	204	123	-72.0% 39.7%
民生部門	家庭	257	341	367	42.8% 7.6%
	業務	150	386	463	208.9% 20.0%
	小計	407	727	830	104.0% 14.2%
運輸部門	自動車	353	310	283	-19.7% -8.6%
	鉄道	41	35	44	7.5% 26.0%
	小計	394	345	328	-16.9% -5.1%
廃棄物部門		17	24	25	50.0% 6.2%
合計 [※]		1257	1,299	1,306	3.9% 0.6%

※四捨五入の関係から、各部門の合計値が一致しない場合がある。

7.6.4. 墨田区の温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 削減目標の考え方

平成 19 (2007) 年度に策定した、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」では、平成 27 (2015) 年度における温室効果ガス削減目標を「基準年度比 8%」と設定しました。

墨田区では、上記の目標を達成するために、地球温暖化防止対策を推進してきましたが、本計画では、この削減目標の考え方及び目標値を引き継ぐこととします。

一方、墨田区の温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）では、基準年度比 4.0%の増加となり、これは、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」の現状趨勢ケース（現状対策ケース）よりも増加する見込みとなっています。

削減目標を達成するためには、さらなる対策・施策の推進が必要となることから、第 4 章には、「墨田区地球温暖化対策地域推進計画」を基礎として、追加的に地球温暖化対策に関する個別事業を盛り込みました。これらを推進することで、削減目標の達成を目指します。

(2) 削減状況の把握について

地球温暖化やエネルギーをめぐる状況は、福島第一原子力発電所の事故の影響により、電気に関する二酸化炭素排出係数の悪化等、将来的な予測が困難となっている部分があります。これらは、電気の使用量が比較的多い、民生家庭部門の排出量に影響を与えることが推察されます。

目標の達成状況については、温室効果ガス排出量だけでなく、エネルギー消費量も併せて把握する等、区民や事業所の削減努力を適正に把握できるよう、努めることとします。

また、温室効果ガス排出量（エネルギー消費量）だけでなく、個別事業の推進状況を把握することで、その効果を算定することも可能となることから、これらについての指標管理も、積極的に行うこととします。

7.7. 国及び東京都の動向(参考)

すみだ環境の共創プランの策定から5年が経ち、我が国や東京等の環境を取り巻く情勢は、大きく変化しています。特に、地球温暖化対策及び生物多様性の保全については、墨田区においても、国や都と足並みをそろえ、取り組んでいく必要があることから、国及び東京都の動向について、以下にとりまとめています。

7.7.1. 地球温暖化対策のより一層の推進

(1) 国の動向

① 京都議定書及びポスト京都議定書に向けた取組

平成17(2005)年の京都議定書の発効により、我が国でも、京都議定書の削減目標である平成2(1990)年度比-6%を達成するために、「京都議定書目標達成計画」の策定や、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正が行われ、取組を推進してきました。

近年は、ポスト京都議定書の国際的な枠組みの構築に向けて交渉を行っており、平成21(2009)年に開催された国連気候変動首脳会議において、主要国の参加により意欲的な目標の合意を前提に、平成32(2020)年までに、温室効果ガス排出量を平成2(1990)年度比で25%削減することを表明しました。この目標を受けて、あらゆる政策を総動員して地球温暖化防止の対策を推進することとしており、地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ25キャンペーン」の展開や、国内排出量取引制度等の検討を進めてきました。

平成22(2010)年3月には、地球温暖化対策の基本原則を定め、基本的施策を位置づけた「地球温暖化対策基本法」が閣議決定され、現在審議が進められています。

② 東日本大震災後のエネルギー政策

東日本大震災後は、原子力発電への不安や防災面への期待から、再生可能エネルギーへの期待が高まっています。平成23(2011)年8月には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を盛り込んだ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」(再生可能エネルギー法案)が国会で可決され、今後は再生可能エネルギーの導入・活用が加速されると予想されます。

(2) 東京都の動向

① カーボンマイナス東京10年プロジェクト

東京都は、平成18(2006)年12月に策定した「10年後の東京」のなかで、「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を推進し、「平成32年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成12年比で25%削減」することを掲げ、世界

で最も環境負荷の少ない都市を実現することを宣言しました。

この目標を達成するために、環境確保条例を改正し、平成 22（2010）年 4 月より、大規模事業所を対象とした温室効果ガスの総量削減義務化と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）を導入しました。また、中小規模事業所には、温室効果ガス排出量の報告を求める「地球温暖化対策報告書制度」や、省エネルギー設備導入費用の一部を助成し、それによるCO₂削減量をクレジット化する「中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」等を推進しています。

②「都政運営の新たな戦略」の策定

東京都では、東日本大震災の発生を受けて、安定的な電力確保や首都直下型地震等に対する懸念の高まり等、従前の枠組みでは対応しきれない新たな課題に対応し、東日本大震災を乗り越えて発展を続けるために、平成 23（2011）年 5 月に「都政運営の新たな戦略」を策定しています。

この戦略の中に、これからの政策強化のポイントとして「低炭素型エネルギー政策の推進」が位置づけられています。今後は、エネルギー政策を重要な柱の 1 つとして位置づけ、危機管理の観点からもエネルギー源の多様化・分散化を図るとともに、生活様式や社会構造の転換につなげていくとしています。

こうした戦略の詳細は、今度策定される長期ビジョンである「2020 年の東京（仮称）」及び短期的なアクションプランである「実行プログラム 2012（仮称）」の中で示されることとなっています。

③再生可能エネルギーの活用・エネルギーの自給構想

東京都は、再生可能エネルギー利用拡大プロジェクトとして、「平成 32 年までに、東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を 20%程度に高める」ことをめざしています。

この目標には、都内において生産される再生可能エネルギーの利用だけでなく、グリーン電力証書などの活用によって、都外で生産される再生可能エネルギーを利用することも含んでいます。また、再生可能エネルギーの中でも地域に偏りがない太陽エネルギーを中心に据えて、個人・法人を問わず、多様な再生可能エネルギーの利用拡大の取り組みを積極的に進めています。

さらに、東日本大震災後は、本格的にエネルギー自給に乗り出し、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた天然ガス発電所を、東京湾の臨海部に設置することを検討しています。平成 23（2011）年 8 月には、関係各局を横断したプロジェクトチームを発足させ、早期実現を目指しています。

7.7.2. 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みの展開

(1) 国の動向

①生物多様性条約の発効と生物多様性基本法の制定

地球温暖化対策に加え、地球規模の大きな課題となっているのが、「生物多様性の保全と持続可能な利用」です。

平成5（1993）年に発行した生物多様性条約は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としています。我が国でも、これを受けて、平成20（2005）年には「生物多様性基本法」が制定され、さらに平成22（2010）年3月には、「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定しました。

②COP10の開催と自治体の役割

平成22（2010）年10月には、愛知県名古屋市にて、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」が採択される等、大きな成果を残しました。

また、生物多様性基本法は、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」を策定することを求めており、現在多くの地方公共団体で策定に向けた検討が進められています。

(2) 東京都の動向

東京都では、これまでも、「緑あふれる東京の再生を目指す緑の東京10年プロジェクト」等を推進し、校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくりを行うなど、緑の創出や自然保護を進めてきました。

また、現在、生物多様性地域戦略を策定中であり、東京の特徴を活かした生物多様性保全を推進していく予定となっています。

7.8. 環境用語集

【あ行】

■アスベスト

繊維状の天然鉱物を綿のようにもみほぐしたもので、断熱材、保温材等優れた性質を有しており、建築用材料を中心に広範囲な製品に使用されてきた。しかし、人体に対する有害な作用があり、長期間吸入すると肺や呼吸器系の機能障害を引き起こす可能性がある。このため、大気汚染防止法により特定粉じんとして規制を受けている。

■エコアクション21

中小企業、学校、公共機関などに対する環境への取り組みに関する認証・登録制度であり、中小企業等でも容易に取り組める環境経営システムとして知られている。

■エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うと、燃料消費を最大 10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

■LED電灯（電球）

Light Emitting Diode の略で、発光ダイオードのこと。白熱灯や蛍光灯と比較して、電力消費量が小さい。

■雨水利用

雨水を貯め散水や防火用水等を目的として利用すること。雨どいに接続して雨水を貯留する容器（雨水貯留槽）等がある。

■屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上を目的として、屋根や屋上に人工の地盤をつくり、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を持って植栽する。（→壁面緑化）

■温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から輻射される赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_s）、パーフルオロカーボン（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。（→地球温暖化）

【か行】

■カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るように削減努力を行い、その上でどうしても排出される温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

■化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。メタンハイドレートの利用も期待されている。

■外来種

ある地域に人為的に移入されることにより、その自然分布地を超えて生存する生物。外来種には外国からの移入種と国内外来種がある。在来種の育成等、生態系に重大な影響を及ぼし、問題となっている。

■環境マネジメントシステム（EMS）

EMSとは、Environmental Management Systemの略。組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。ISO14001、エコアクション21などがある。（→エコアクション21）

■空間放射線量

空間を飛び交っている放射線のことで、宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線などがある。空間放射線の量を1時間あたりに換算した「空間放射線率」は、「nGy/h（ナノグレイ毎時）」の単位で表わされる。また、放射線によって人体に与えられたエネルギー量を表す単位（等価線量）は、「Sv/h（シーベルト毎時）」の単位で表わされる。なお、空間放射線量値に0.8を乗じることで、等価線量に換算することができる（→放射線、放射性物質）

■コージェネレーション

一種類の一次エネルギーから連続的に二種類以上の二次エネルギー(例：電力または動力と温度レベルの異なる熱)を同時に発生させる設備である。例えば、燃料を燃焼させることにより原動機を駆動して発電機を回転させ、発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気または温水として取り出し、冷暖房や給湯、プロセス加熱等に使用することをいう。ここでいう原動機とはガスタービン・ガスエンジン・ディーゼルエンジン等、ボイラーと蒸気タービンの組合せ、及び燃料電池設備を含む。

【さ行】

■サーマルリサイクル

最終処分場の延命化を図るため、家庭で不要になったプラスチック類をマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを進めつつ、残ったものを可燃ごみとして収集・焼却して、ごみの持つ熱エネルギーを発電や熱供給に利用すること。

■再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))等がある。

■CO₂排出係数

電気の供給や燃料(ガス、ガソリンなど)の使用、廃棄物の焼却等に伴い排出される二酸化炭素の量を数値化したもの。

■3R

リデュース(Reduce)：廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用の3つの言葉の頭文字をとったもの。

■次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。ハイブリッド自動車や電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などがある。

■遮熱性塗料

太陽光の近赤外波長域を高反射する塗料。建物の屋根に塗装することにより、夏期の高温化を抑制し、室内環境を向上させ冷房費の節電効果も期待されている。(→遮熱性塗装)

■遮熱性舗装

路面を加熱する太陽光を反射させる舗装工法。舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂の塗布や遮熱モルタルを充填する工法等により、一般的なアスファルト舗装と比較して、日中の路面温度上昇や、夜間の放熱量を抑制することができる。(→遮熱性塗料)

■省エネナビ

家庭で使う電気の使用量と電気料金をリアルタイムで表示する機器。目標値を設定すると、電気を使いすぎた場合に警告ランプや警告音によって知らせてくれるので、計画的な省エネを実行することができる。墨田区では、区民を対象に、「省エネナビモニター制度」を実施している。

■生物多様性

生物多様性とは、生物の「つながり」を示す言葉で3つのレベルの多様性を示している。

- ①様々な生息環境を示す生態系の多様性
- ②多種多様な生物が存在する種類の多様性
- ③同じ種類でも姿・形がことなる遺伝子の多様性

【た行】

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで非意図的に生成される。

■太陽光発電システム

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電システム。

■太陽熱利用システム

太陽エネルギーによる熱を利用するシステムのこと。太陽熱を効率よく集める集熱器、集めた熱を長時間蓄える蓄熱槽、熱損失を少なくし効率よく熱を輸送する配管等の熱輸送系、熱を効率よく利用する熱変換器及び断熱材がある。

■地域冷暖房

一定地域内の建物群に対し、蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラントから、導管を通じて供給するシステム。エネルギーの有効活用、環境保全効果の向上、防災の観点から積極的な導入が図られている。

■地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。(→温室効果ガス)

■デング(出血)熱

ネッタイシマカやヒトスジシマカによって媒介されるデングウイルスの感染症である。フラビウイルス科に属し、4種の血清型が存在する。非致死性の熱性疾患であるデング熱と、重症型のデング出血熱やデングショック症候群の二つの病態がある。

【は行】

■ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などによる人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

■ビオトープ

ドイツ語由来の外国語で Bio(生き物)と Top(場所) を合わせた合成語で「その地域の野生の生き物が暮らしている場所」を表す。

■壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上を目的として、外壁などの周辺に植物を育て、這わせること。植物を下から這わせる方法、上から垂らす方法、壁面に緑化パネル等を設置する方法等がある。

■保水性舗装

舗装体内に保水された雨水等の水分が蒸発することで、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する舗装。一般的なアスファルト舗装と比較して、路面温度を低く抑えることができる。

■放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射線を出す能力を持った物質を放射性物質という。(→放射線)

■放射線

アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、中性子線など物質を透過する力を持つ光の仲間の総称。放射線はその種類により物質を透過する力が異なるため、それぞれ異なる物質で遮断することができる。(→放射性物質)

【ま行】

■緑のカーテン

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室温上昇の抑制を図ることが期待できる。

■緑のへい

生垣や植樹帯のこと。墨田区では、緑化助成事業として「緑のへい助成制度」を実施している。

■みどり率

ある地域における樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹、河川、水路、池などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいう。緑被率に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の緑で覆われていない面積の割合」を加えたものがみどり率となる。(→緑被率)

【や行】

■有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な影響を及ぼす化学物質の一般的な総称。

【ら行】

■緑被率

緑被地（樹林、草地、屋上緑地）が、その地域全体の面積に占める割合のこと。